

**北いわて農産物魅力発信事業の
動画等によるブランド果物産地魅力発信に係る業務**

企画提案審査要領

令和 3 年 4 月

岩手県北広域振興局

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する北いわて農産物魅力発信事業の動画等によるブランド果物産地魅力発信に係る業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）により実施するものとする。なお、選考委員会設置要綱は、別途定めるものとする。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料2「業務仕様書」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 選考委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
各委員ごとに100点を満点として評価・評点を行い、評点の最低基準点は60点とし、基準点を下回った委員があった場合は、出席委員による協議によって委託候補者としての適格性を審査する。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。

4 審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
企画内容の的確性	事業目的	・ 事業目的を理解し、的確な提案となっているか。	10	40
	計画性	・ 事業のスケジュールが妥当か。	10	
	事業成果	・ 十分な成果が期待できるか。 (事業効果の継続性、相乗効果など)	20	
業務企画内容・方法	事業内容	・ 事業の企画に係るコンセプトが明確で工夫されたものになっているか	20	40
	企画内容	・ 発想や内容に優れ、広く情報発信が期待できるものとなっているか。	20	
業務遂行能力関係	業務遂行能力	・ 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・ 本業務に類似する業務の業務実績は良好であるか。 ・ 権利関係の処理その他関係機関との調整は適切に行われるか。	10	20
	コスト効果・積算内訳	・ 予算の範囲以内で、効果的、効率的な内容となっているか。 ・ 事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	10	
合 計			100	